

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 9月16日	第70号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第537号)	4
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第538号)	6
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第539号)	8
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課) (第540号)	10
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第541号)	11
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第542号)	14
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第543号)	17
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せんに関する告示の一部改正	(住都・住宅管理課) (第544号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第545号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第546号)	21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第547号)	23
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退	(健福・保護課) (第548号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第549号)	26
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課) (第550号)	29
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第551号)	31
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第552号)	33
達		
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第52号)	34
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	36

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	44
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	53
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	56
<hr/>		
	雑	報
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	58
<hr/>		

達 の あ ら ま し

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第52号）

1 改正内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（第5条、第15条、別表第1及び別表第2関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市告示第 537号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 9月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
緒方 かおり
名古屋市中川区江松一丁目 201番地 ラビデンス江松 705号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 光子
名古屋市中川区富永三丁目 237番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里三丁目 153番、畑、 83.00平方メートル
名古屋市中川区水里三丁目 154番、畑、108.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年 9月10日から令和 5年 9月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積： 0平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 200日、農業従事者： 1人
 - (3) 農機具の保有状況

耕運機： 1、くわ： 1、鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 538号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 9月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 康二 大阪府守口市本町一丁目 5番 8ー 902号
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永二丁目 170番、田、 1,169平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 田として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年10月 1日から令和 8年 9月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
9,109平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2
軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 539号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年 9月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
坂野 克也 名古屋市港区川園三丁目85番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
佐野 和子 名古屋市港区藤前四丁目1205番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区藤高二丁目 162番、畑、 705平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年10月 1日から令和 8年 9月30日まで
 - (4) 借賃の支払方法 口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
1,482平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 300日、農業従事者： 5人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、育苗ハウス： 1、管理機： 6、軽トラック： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 540 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

鳴海町南荘建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴海町字片坂 7 番 1 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 541号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 2年 9月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 千音寺地区計画

2 位置及び区域

名古屋市中川区富田町大字千音寺字平毛、字無田居、字三反田、字中地、字猪ノ木及び字上之坪の各一部

（別図のとおり）

3 縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 9月10日から同月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

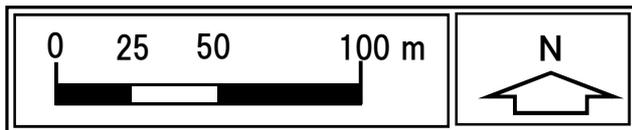
(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

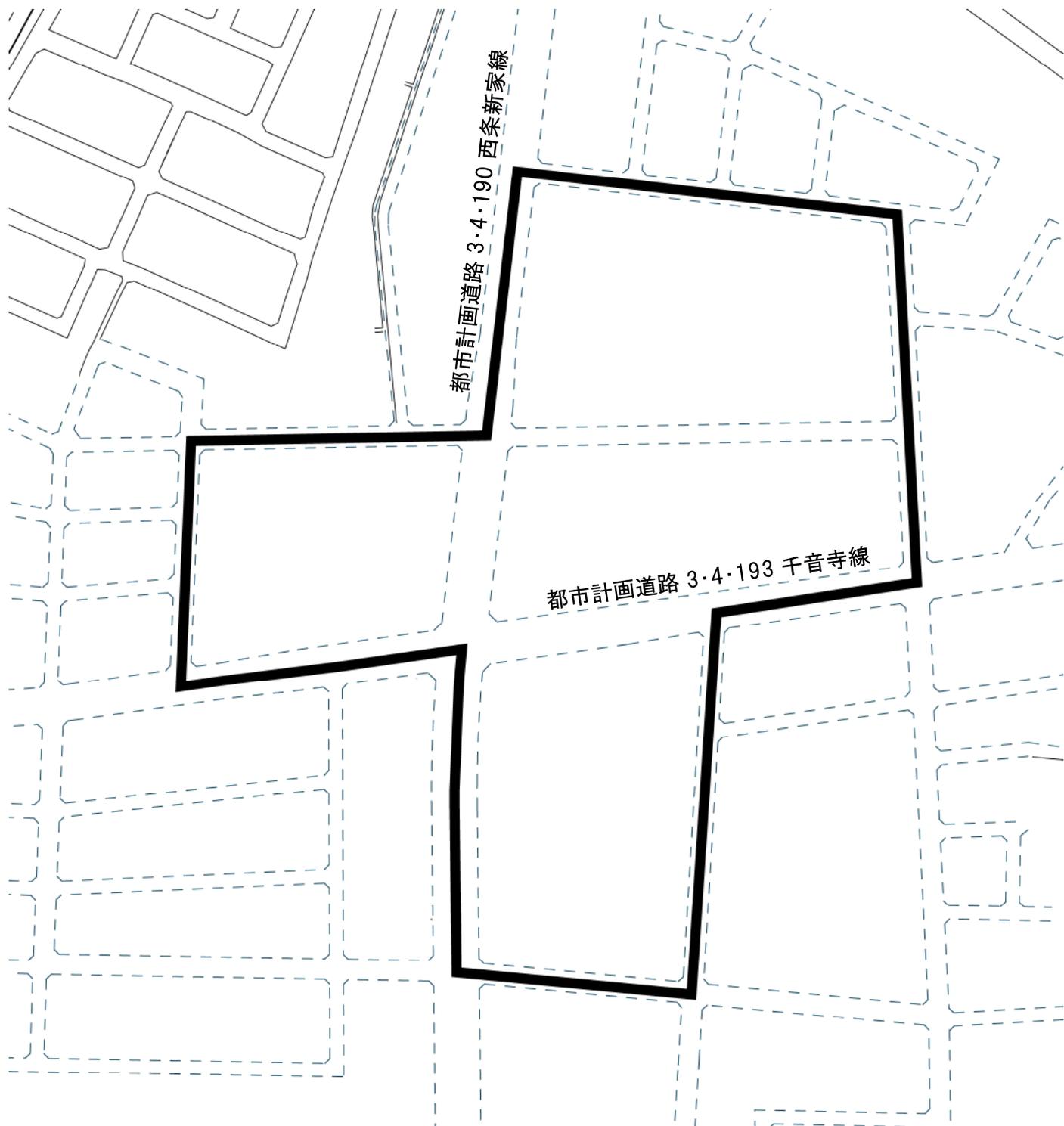
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図



縮尺 1/2,500



名古屋市告示第 542号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第 2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 2年 9月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 緑笹塚地区計画

2 位置及び区域

名古屋市緑区鳴海町字笹塚、字鶴ヶ沢及び徳重三丁目の各一部
(別図のとおり)

3 縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年 9月10日から同月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

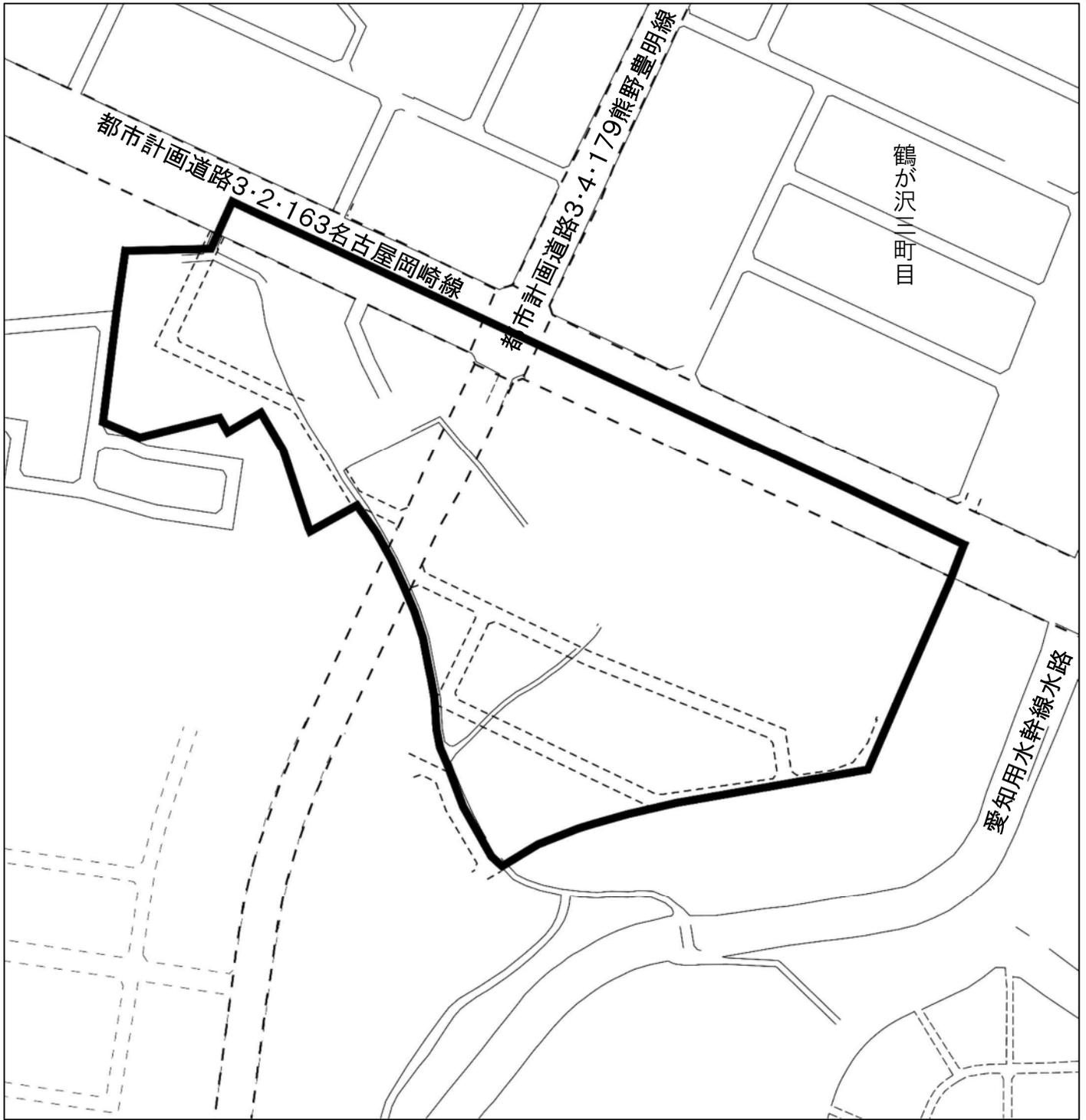
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

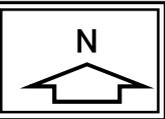
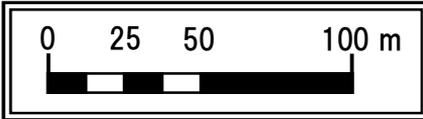
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1/2,500



 地区計画区域



名古屋市告示第 543号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 9月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 2年 9月30日及び同年10月 1日の供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 544号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せんに関する告示
の一部改正

令和 2年名古屋市告示第 462号の一部を次のように改正します。

令和 2年 9月10日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1の 4を次のように改める。

4 抽せん

日時

令和 2年 9月24日（木）午前10時00分

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 545号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
ダイヤビルレディースクリニック	名古屋市西区名駅一丁目 1番17号	令和 2年 7月 1日
麒麟診療所	名古屋市中川区中野本町 1丁目 1番地	令和 2年 1月 1日
たなか在宅クリニック	名古屋市中川区万場三丁目1118番地	令和 2年 8月 1日
木の香往診クリニック中川	名古屋市中川区山王三丁目13番15号	令和 2年 8月 1日
なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	令和 2年 7月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
かなざわ歯科	名古屋市南区豊三丁目29番 9号	令和 2年 4月 1日
平針くまがい歯科	名古屋市天白区平針三丁目 611番地	令和 2年 6月29日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
れんげ薬局名古屋 大曽根店	名古屋市北区大曽根四丁目13番33号	令和 2年 7月 1日
すずめ調剤薬局	名古屋市緑区桶狭間神明1533番地	令和 2年 6月24日
ぺりかん薬局神沢 店	名古屋市緑区桃山二丁目 123番地の 1	令和 2年 8月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護リハビリ ステーションかざ ぐるま本山	名古屋市千種区本山町 2丁目64番地 の 1	令和 2年 7月 1日
いりなか訪問看護 ステーション	名古屋市昭和区滝川町32番地の 1	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 546号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	宮下歯科	
所 在 地	旧	名古屋市中区錦二丁目15番22号
	新	名古屋市中区錦二丁目14番12号
変 更 年 月 日	令和 2年 6月30日	

2 薬局

医 療 機 関 名	スギ薬局上飯田店	
所 在 地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目 135番地
	新	名古屋市北区平安二丁目 4番41号
変 更 年 月 日	令和 2年 7月30日	

医 療 機 関 名	たんぼぼ薬局南陽店
-----------	-----------

所在地	旧	名古屋市港区小賀須三丁目1203番地
	新	名古屋市港区小賀須三丁目 507番地
変更年月日	令和 2年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 547号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
徳川山クリニック	名古屋市千種区徳川山町 2丁目22番 4	令和 2年 7月 1日
たけなかクリニック	名古屋市北区大曾根三丁目 7番 3号	令和 2年 8月 1日
ダイヤビルレディースクリニック	名古屋市中村区名駅三丁目15番 1号	令和 2年 7月 1日
横井医院	名古屋市瑞穂区玉水町 2丁目72番地	令和 2年 8月 1日
医療法人洗明会なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	令和 2年 7月 1日

ク		
---	--	--

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
小島歯科医院	名古屋市中区錦三丁目11番16号	令和 2年 7月12日
かなざわ歯科	名古屋市南区豊三丁目29番 9号	令和 2年 4月 1日
熊谷歯科	名古屋市天白区平針三丁目 111番地	令和 2年 4月26日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
エムズ薬局大曾根店	名古屋市北区大曾根四丁目13番33号	令和 2年 7月 1日
トヨミ薬局神沢店	名古屋市緑区神沢一丁目 310番地	令和 2年 8月 1日
いろは調剤薬局	名古屋市天白区元植田二丁目1601番地	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 548号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
青山ファミリー歯科	名古屋市北区金城町 2丁目38番地の 1	令和 2年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 549号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
いまいはりきゅう院	名古屋市中区大須二丁目23番 3号	令和 2年 6月 1日
今井 浩司		
中村治療院（あんま鍼灸）	名古屋市昭和区北山本町 2丁目20番地	令和 2年 7月10日
中村 行宏		
訪問鍼灸マッサージなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号	令和 2年 7月 8日

松下 良俊		
あん摩・はり・き ゆう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 2年 7月28日
田邊 正樹		
訪問鍼灸マッサー ジなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18 号	令和 2年 7月 8日
上垣外 由里子		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
いまいはりきゅう 院	名古屋市中区大須二丁目23番 3号	令和 2年 6月 1日
今井 浩司		
はりきゅうよもぎ 治療院	名古屋市昭和区御器所二丁目 6番 3 号	令和 2年 6月30日
石田 博孝		
中村治療院 (あん ま鍼灸)	名古屋市昭和区北山本町 2丁目20番 地	令和 2年 7月10日
中村 行宏		
宇野 智奈美	名古屋市熱田区旗屋一丁目 6番10号	令和 2年 7月 2日
宇野 智奈美		

訪問鍼灸マッサージ ジなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号	令和 2年 7月 8日
松下 良俊		
あん摩・はり・き ゆう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 2年 7月28日
田邊 正樹		
訪問鍼灸マッサージ ジなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号	令和 2年 7月 8日
上垣外 由里子		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 550号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		
訪問鍼灸マッサージなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号	令和 2年 7月 8日
佐藤 雄太		
孝承堂鍼灸院	名古屋市緑区若田三丁目1001番地	令和 2年 7月 1日
池戸 大輔		

2 はり・きゅう

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		
訪問鍼灸マッサージなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号	令和 2年 7月 8日

佐藤 雄太		
孝承堂鍼灸院	名古屋市緑区若田三丁目1001番地	令和 2年 7月 1日
池戸 大輔		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 551号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 5項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 391号により指定した措置管理区域の一部を解除します。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 要措置区域に指定する土地

名古屋市千種区幸川町 3丁目 7番の一部、不老町 1番の一部及び宮東町 1番の一部

2 措置管理区域の指定を解除する土地

名古屋市千種区宮東町 1番の一部

3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

4 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 552号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市千種区幸川町 3丁目 7番の一部及び宮東町 1番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月10日

名古屋市長 河 村 たかし

第5条第1項第11号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第15条第2項中「第16号、第24号」を「第15号、第23号」に、「、第28号及び第30号」を「及び第28号」に、「第48号及び第52号から第54号まで」を「第43号及び第48号から第50号まで」に、「第3号、第4号、第5号、第7号及び第8号」を「第3号から第5号まで、第7号、第8号」に改める。

別表第1財務関係の表第52号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

別表第2財政局主管部長の項第2号ただし書中「次の各号」を「次」に改め、同号(3)中「第57条第3項」を「第58条第2項」に改め、同表健康福祉局主管課長の項第52号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改め、同項第53号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改め、「第9条の2第1項」の次に「（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第2項」を「第9条の2第2項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第54号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第23条及び第24条」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3及び第9条

の4（これらの規定を第12条の2第2項において準用する場合を含む。）」に
改め、同項第59号中

「

- (2) 法第44条の5による厚生労働大臣への報告及び他の都道府県知事への協力の要請に関すること。
- (3) 法第16条の3による厚生労働大臣への報告及び他の都道府県知事への協力の要請に関すること。
- (4) 法第37条（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること（結核に係るものを除く。）。

を

「

- (2) 法第16条の3による厚生労働大臣への報告及び他の都道府県知事への協力の要請に関すること。
- (3) 法第37条（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること（結核に係るものを除く。）。
- (4) 法第44条の5による厚生労働大臣への報告に関すること。

に

改め、同表子ども青少年局主管課長の項第19号中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール熱田

名古屋市熱田区六野一丁目 201番 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 池谷 幹男	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	変更なし	代表取締役 長島 巖	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	ローラアシユレイジャパン(株)	代表取締役 前川 浩司	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	—	—	—	平成30年5月20日
2	(株)リーガルコーポレーション	代表取締役 岩崎 幸次郎	千葉県浦安市日の出二丁目1番8号	—	—	—	平成31年1月31日

3	(株)アダスト リア	代表取締役 福田 三千 男	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号	—	—	—	令和 2年 2月 16日
4	(株)イオンフ オレスト	代表取締役 福本 剛史	東京都千代 田区紀尾井 町 3番 6号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
5	タルボット ジャパン(株)	代表取締役 井村 恵一	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	—	—	—	平成 31年 2月 14日
6	(株)クリード	代表取締役 中 利行	東京都世田 谷区池尻四 丁目26番10 号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
7	(株)シーズメ ン	代表取締役 青木 雅夫	東京都中央 区日本橋久 松町 9番 9 号	—	—	—	平成 31年 1月 14日
8	クレアーズ 日本(株)	代表取締役 山口 義貴	東京都中央 区日本橋人 形町一丁目 1番11号	—	—	—	平成 31年 2月 28日
9	(株)コージイ コーポレー ション	代表取締役 高林 更次	大阪府中央 区南船場一 丁目16番10 号	—	—	—	平成 29年 3月 20日
10	(株)ショービ	代表取締役 二村 眞行	浜松市東区 植松町1475 番地の18	—	—	—	平成 31年 2月 17日
11	(有)J & M COLLE CTION	代表取締役 チチアシュ ビリザーザ ー	福井県福井 市福町31番 地 1号 100	—	—	—	平成 31年 2月 28日
12	(株)A s p i r a t i o n	代表取締役 古田 紘大	名古屋市中 区門前町 1 番10号	—	—	—	平成 30年 12月 18日
13	(株)ティップ トップ	代表取締役 手塚 正道	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 一丁目 7番 4号	—	—	—	令和 元年 8月 26日
14	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 川区山王四 丁目 6番 2 号	—	—	—	令和 元年 10月 15日

15	(株)ナレッジ・デザイン	代表取締役 信田 哲彦	岐阜県岐阜市菅生 8丁目 7番21号	—	—	—	平成29年10月24日
16	—	—	—	ソックコウベ(株)	代表取締役 日ノ本 欽也	神戸市東灘区向洋町中六丁目 9番地	平成29年8月25日
17	—	—	—	(株)ライトオン	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎 260— 1	平成31年3月15日
18	—	—	—	(株)仏壇の犬野屋	代表取締役 山田 宗宏	名古屋市中区橋一丁目 6番 5号	平成31年3月27日
19	—	—	—	(株)ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口市佐山 7173番地 1	平成31年4月19日
20	—	—	—	(株)ほていや	代表取締役 猪飼 千壽子	名古屋市中区平和二丁目 2番17号	平成31年4月19日
21	—	—	—	(株)田中ふとん店	代表取締役 田中 公雄	愛知県一宮市本町三丁目 9番14号	平成31年4月24日
22	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号	令和元年9月27日
23	(株)バルス	代表取締役 高島 郁夫	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号	(株)Franc	変更なし	変更なし	平成29年9月1日
24	(株)ジェイアイエヌ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋市川原町二丁目26番地 4	(株)ジinz	変更なし	変更なし	平成29年4月1日
25	(株)ローソンHMV エンタテイメント	代表取締役 坂本 健	東京都品川区大崎一丁目11番 2号	(株)ローソンエンタテイメント	代表取締役 渡辺 章仁	変更なし	平成30年6月1日
26	(株)ブランドニューデイ	代表取締役 田中 仁	東京都渋谷区神宮前六丁目18番 3号	(株)フィールグッド	変更なし	東京都千代田区富士見二丁目10番 2号	平成28年9月1日

27	(株)レプハウス	代表取締役 堀口 康弘	東京都世田谷区太子堂一丁目4番24号	(株)レプレゼント	変更なし	東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号	平成28年12月5日
28	イオンリアル(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし	平成31年3月1日
29	(株)ルピシア	代表取締役 水口 雅喜	東京都渋谷区代官山町8番13号	変更なし	代表取締役 水口 博喜	変更なし	平成28年10月1日
30	エディー・バウアー・ジャパン(株)	代表取締役 アレキサンダー・トーマス・チューー	東京都世田谷区若林一丁目18番10号	変更なし	代表取締役 マティアス・エンゲル	変更なし	平成28年3月1日
31	(株)オンワード檜山	代表取締役 廣内 武	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	変更なし	代表取締役 長谷川 恒則	変更なし	令和2年3月1日
32	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区幸町2番8号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	変更なし	令和2年3月6日
33	(株)麦の穂	代表取締役 今泉 智幸	大阪市北区西天満三丁目13番20号	変更なし	代表取締役 杉内 健吉	変更なし	平成30年3月1日
34	リフォームスタジオ(株)	代表取締役 豆鞆 亮二	東京都中央区日本橋浜町二丁目62番6号	変更なし	代表取締役 牧 和男	変更なし	平成29年5月20日
35	(株)ベリテ	代表取締役 平野 和良	横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号	変更なし	代表取締役 ジャベリ・アルパン・キルティクマール	変更なし	平成26年10月29日
36	(株)やまと	代表取締役 田村 祐二	東京都新宿区新宿三丁目28番16号	変更なし	代表取締役 矢嶋 孝行	変更なし	平成31年4月1日
37	(株)オンリー	代表取締役 中西 浩之	京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303	変更なし	代表取締役 中村 直樹	変更なし	令和元年11月1日
38	(株)コックス	代表取締役 吉竹 英典	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	変更なし	代表取締役 寺脇 栄一	変更なし	平成30年5月22日

39	(株)レナウン	代表取締役 北畑 稔	東京都江東区有明三丁目6番11号	変更なし	代表取締役 毛利 憲司	変更なし	令和2年3月26日
40	(株)ウィゴー	代表取締役 中澤 征史	東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号	変更なし	代表取締役 供田 恭輔	変更なし	平成30年9月25日
41	(株)メンズ・ビギ	代表取締役 高橋 誠一	東京都渋谷区南平台町17番12号	変更なし	代表取締役 清水 英幸	変更なし	平成31年2月28日
42	(株)ワコール	代表取締役 安原 弘展	京都市南区吉祥院中島町29番地	変更なし	代表取締役 伊東 知康	変更なし	平成30年4月1日
43	(株)未来屋書店	代表取締役 羽牟 秀幸	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	変更なし	代表取締役 松田 裕史	変更なし	平成30年4月21日
44	(株)オークローンマーケティング	代表取締役 ヒル・ハリ ー・アレク サンダー	名古屋市東区東桜一丁目13番3号	変更なし	代表取締役 青谷 宣孝	変更なし	平成29年12月26日
45	(株)澤屋	代表取締役 飯田 恭市	愛知県海部郡蟹江町大字須成字門屋敷下1362番地	変更なし	代表取締役 飯田 崇比古	愛知県海部郡蟹江町大字須成字西五本田2148番地2	平成27年9月1日
46	東京シャツ(株)	代表取締役 五十部 雅昭	東京都千代田区東神田二丁目8番12号	変更なし	代表取締役 左座 邦晴	東京都台東区駒形一丁目3番16号	令和2年3月12日
47	(株)ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	名古屋市千種区今池三丁目4番10号	変更なし	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川一丁目23番5号	令和元年5月24日
48	(株)メガスポーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目36番5号	変更なし	代表取締役 石塚 幸男	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	平成30年3月21日
49	イオンペット(株)	代表取締役 小玉 毅	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 米津 一郎	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号	令和2年5月15日

50	エイチ・ア ンド・エム ヘネス・ア ンドマウリ ッツ・ジャ パン(株)	代表取締役 クリステイ ン・エドマ ン	東京都渋谷 区渋谷二丁 目15番 1号	変更なし	代表取締役 トマ・コー タン	東京都渋谷 区宇田川町 33番 6号	平成 30年 8月 1日
51	(株)セキド	代表取締役 関戸 正美	東京都新宿 区新宿三丁 目 1番24号	変更なし	代表取締役 関戸 正実	東京都渋谷 区代々木四 丁目31番 6 号	平成 29年 7月 24日
52	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 5号	変更なし	変更なし	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 1号	令和 元年 6月 27日
53	(株)F. O. インターナ ショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央 区三宮町二 丁目 4番 1 号	変更なし	変更なし	神戸市中央 区磯上通七 丁目 1番 5 号	平成 31年 2月 1日
54	タイハウフ ーズ(株)	代表取締役 小野 英昭	名古屋市中 区上前津二 丁目 4番10 号	変更なし	変更なし	名古屋市北 区田幡二丁 目13番18号	令和 元年 11月 8日
55	(株)オンデー ズ	代表取締役 田中 修治	東京都港区 南麻布三丁 目19番23号	変更なし	変更なし	東京都品川 区東品川二 丁目 2番 8 号	平成 28年 8月 8日
56	(有)ムラ・ク リエイティ ブハウス	代表取締役 田村 史	東京都世田 谷区三軒茶 屋一丁目35 番15号	(有)オービー 商会	代表取締役 中村 義一	名古屋市中 区大須四丁 目10番40号	令和 元年 7月1 日
57	(株)リファク トリー	代表取締役 田中 一郎	東京都中央 区銀座一丁 目 5番12号	(株)ホワイト ルーム	代表取締役 山田 徳一	埼玉県所沢 市大字荒幡 1002番地	平成 31年 3月 8日
58	(株)グラフィ ス	代表取締役 谷崎 一心	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 7号	(株)グラニフ	代表取締役 新田 寛之	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 7号	平成 29年 7月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年 4月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため

- (2) No. 1からNo.15までの小売業者については、退店のため
- (3) No.16からNo.22までの小売業者については、入店のため
- (4) No.23及びNo.24の小売業者については、名称変更のため
- (5) No.25の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (6) No.26及びNo.27の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (7) No.28からNo.44までの小売業者については、代表者変更のため
- (8) No.45からNo.50までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (9) No.51の小売業者については、代表者氏名誤記修正及び住所変更のため
- (10) No.52からNo.55までの小売業者については、住所変更のため
- (11) No.56からNo.58までの小売業者については、契約主体変更のため

5 届出の日

令和 2年 8月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 8日から令和 3年 1月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールナゴヤドーム前

名古屋市東区矢田南四丁目1番19号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	綿新産業(株)	代表取締役 伊藤 哲朗	愛知県津島市今市場町四丁目14番地	—	—	—	平成30年8月19日
2	(株)メンズ・ビギ	代表取締役 高橋 誠一	東京都渋谷区南平町17番12号	—	—	—	平成28年10月31日
3	(株)ツツミ	代表取締役 瓦 智司	埼玉県蕨市中央四丁目24番26号	—	—	—	平成30年2月20日
4	ローラアッシュレイジャパン(株)	代表取締役 前川 浩司	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	—	—	—	平成30年7月31日

5	(株)リーガル コーポレー ション	代表取締役 岩崎 幸次 郎	千葉県浦安 市日の出二 丁目 1番 8 号	—	—	—	平成 29年 9月 30日
6	ル・クルー ゼ・ジャポ ン(株)	代表取締役 クリスチャ ン・トーマ	東京都港区 麻布台二丁 目 2番 9号	—	—	—	平成 30年 2月 18日
7	(株)サン宝 石	代表取締役 渡辺 洋	山梨県中央 市山之神流 通団地一丁 目 7番 1号	—	—	—	平成 29年 2月 28日
8	(株)パル	代表取締役 井上 隆太	大阪市中央 区北浜三丁 目 5番29	—	—	—	平成 30年 2月 12日
9	(株)オーリー ブ・デ・オー リーブ	代表取締役 瀧 直人	京都市中京 区新京極通 六角下る桜 之町 441番 地 2	—	—	—	平成 27年 11月 30日
10	(株)ヤングフ アッション 研究所	代表取締役 加藤 清光	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目51番 2号	—	—	—	令和 元年 6月 30日
11	(株)sn yg g	代表取締役 渡邊 功一	福岡市中央 区大名一丁 目11番15号	—	—	—	平成 30年 1月 21日
12	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 川区山王四 丁目 6番 2 号	—	—	—	令和 元年 10月 16日
13	トリンプ・ インターナ ショナル・ ジャパン(株)	代表取締役 土居 健人	東京都中央 区築地五丁 目 6番 4号	—	—	—	平成 30年 2月 13日
14	(株)アイジー エー	代表取締役 五十嵐 義 和	福井県越前 市矢放町第 13号 8番地 の 9	—	—	—	平成 30年 2月 20日
15	(株)ミシヤジ ヤパン	代表取締役 徐 詠筆	東京都港区 芝大門二丁 目12番 7号	—	—	—	平成 30年 7月 31日
16	(株)ながら	代表取締役 林 美樹	岐阜県岐阜 市八幡町 8 番地	—	—	—	平成 30年 1月 30日

17	(株)菅田	代表取締役 菅田 拓平	岡山県津山市川崎1902番地 3	—	—	—	平成29年9月30日
18	(株)シャンブルドゥシャーム	代表取締役 吉田 秀人	東京都渋谷区元代々木町23番 8号	—	—	—	平成30年2月12日
19	(株)スリープセレクト	代表取締役 西村 秀之	東京都港区北青山二丁目13番 5号	—	—	—	平成30年1月28日
20	(株)プラスハート	代表取締役 松尾 正司	大阪府中央区北浜一丁目 9番 9号	—	—	—	平成30年8月31日
21	(株)サマンサタバサジャパンリミテッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区北青山一丁目 2番 3号	—	—	—	令和元年5月31日
22	(有)オー・アール・エフ	代表取締役 古田 芳文	名古屋市中区丸の内三丁目 7番 9号	—	—	—	平成30年2月20日
23	(株)アロー	代表取締役 今枝 淳	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8号	—	—	—	平成29年9月30日
24	(株)三高	代表取締役 車 盡一	東京都墨田区立川三丁目15番 3号	—	—	—	平成29年9月30日
25	(株)ファイブフォックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番 7号	—	—	—	平成30年1月28日
26	(株)メガスポーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番 9号	—	—	—	平成31年2月28日
27	(株)ビーンズ	代表取締役 櫻井 明	東京都江東区毛利一丁目19番10号	—	—	—	平成30年2月20日
28	ブランシェス(株)	代表取締役 坂入 良久	千葉県美浜区中瀬 1丁目 5番地 1	—	—	—	平成30年3月31日

29	(株)F・O・インターナショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	—	—	—	平成30年2月12日
30	(株)トーアフオート	代表取締役 岡村 つね子	名古屋市西区鳥見町2丁目123番地	—	—	—	平成30年2月20日
31	(株)チチカカ	代表取締役 田中 義章	横浜市港北区新横浜二丁目2番地3	—	—	—	平成30年2月12日
32	—	—	—	(株)プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号	平成30年6月1日
33	—	—	—	(株)アミナコレクション	代表取締役 進藤 さわと	横浜市緑区鴨居四丁目50番1号	平成30年6月1日
34	—	—	—	PORT STYLE (株)	代表取締役 水木 秀行	神戸市中央区江戸町100番地	平成30年6月3日
35	—	—	—	(株)モーゲンデビッド	代表取締役 レビイトニー	福岡市中央区薬院一丁目2番2号	平成30年6月8日
36	—	—	—	(株)FUNE	代表取締役 三浦 直樹	愛知県豊田市小坂本町6丁目15番地	平成30年8月1日
37	—	—	—	(株)織部	代表取締役 奥村 崇仁	岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目6番地の130	平成30年9月8日
38	—	—	—	(株)やまと	代表取締役 矢嶋 孝敏	東京都新宿区新宿三丁目28番16号	平成30年10月5日
39	—	—	—	青山商事(株)	代表取締役 青山 理	東京都台東区上野四丁目5番10号	平成30年10月6日
40	—	—	—	(株)オンワード樫山	代表取締役 長谷川 恒則	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	平成30年10月24日

41	—	—	—	(株)ワンズテラス	代表取締役 西川 信一	東京都港区 北青山三丁目 5番10号	平成 30年 11月 1日
42	—	—	—	(株)寿屋	代表取締役 奥村 茂雄	愛知県尾張 旭市南本地 ヶ原町三丁目 118番地	平成 30年 11月 1日
43	—	—	—	(株)レプレゼ ント	代表取締役 堀口 康弘	東京都渋谷 区神宮前六 丁目17番11 号	平成 30年 11月 1日
44	—	—	—	(株)田中ふと ん店	代表取締役 田中 公雄	愛知県一宮 市本町三丁目 9番14号	平成 30年 11月 1日
45	—	—	—	(株)ルルアー ク	代表取締役 長友 伸二	福岡市東区 松島三丁目 30番23号	平成 30年 11月 1日
46	—	—	—	(株)エービー シー・マー ト	代表取締役 野口 実	東京都渋谷 区神南一丁目 11番 5号	平成 31年 3月 1日
47	—	—	—	(株)ツインマ ーボ	代表取締役 大藪 幸子	大阪市平野 区平野馬場 二丁目 1番 6号	平成 31年 3月 16日
48	—	—	—	(株)スタイル フォース	代表取締役 渡邊 智則	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	令和 元年 9月 13日
49	—	—	—	ファイテン (株)	代表取締役 平田 好宏	京都市中京 区烏丸通錦 小路角手洗 水町 678番 地	令和 元年 9月 20日
50	—	—	—	(株)インナチ ュラル	代表取締役 大木 啓史	東京都港区 赤坂八丁目 10番22号	令和 元年 11月 29日
51	—	—	—	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区 北青山三丁目 6番 1号	令和 2年 3月 20日
52	—	—	—	(株)ロイヤル	代表取締役 中根 智大	名古屋市 区栄三丁目 31番 6号	令和 2年 3月 28日

53	A s—m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	エステール ホールディ ングス(株)	変更なし	変更なし	平成 30年 10月 1日
54	(株)ジェイア イエヌ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋 市川原町二 丁目26番地 4	(株)ジンス	変更なし	変更なし	平成 29年 4月 1日
55	(株)ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわ き市鹿島町 走熊字七本 松27番地の 1	(株)ハニーズ ホールディ ングス	変更なし	変更なし	平成 29年 3月 1日
56	(株)ローソン HMVエン タテイメン ト	代表取締役 坂本 健	東京都品川 区大崎一丁 目11番 2号	(株)ローソン エンタテイ メント	代表取締役 渡辺 章仁	変更なし	平成 30年 6月 1日
57	(株)パレモ	代表取締役 吉田 馨	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	パレモ・ホ ールディン グス(株)	変更なし	名古屋市中 村区名駅五 丁目27番13 号	令和 元年 7月 8日
58	イオンリテ ール(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし	平成 31年 3月 1日
59	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	変更なし	令和 2年 3月 6日
60	(株)ファンケ ル	代表取締役 宮島 和美	横浜市中区 山下町89番 地 1	変更なし	代表取締役 島田 和幸	変更なし	平成 29年 4月 1日
61	株式会社ワ コール	代表取締役 安原 弘展	京都市南区 吉祥院中島 町29番地	変更なし	代表取締役 伊東 知康	変更なし	平成 30年 4月 1日
62	(株)ラコステ ジャパン	代表取締役 ディーター ハーベル	東京都渋谷 区神宮前二 丁目34番17 号	変更なし	代表取締役 李 孝	変更なし	平成 29年 7月 4日
63	ギャップジ ヤパン(株)	代表取締役 エリン ノ ーラン	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 五丁目32番 10号	変更なし	代表取締役 スティーブ ンセア	変更なし	平成 28年 11月 2日
64	(株)ガラ・ジ ヤパン	代表取締役 ルレ・ノル ベール	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号	変更なし	代表取締役 ペッターソ ン万里	変更なし	平成 28年 4月 26日

65	(株)コックス	代表取締役 吉竹 英典	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	変更なし	代表取締役 寺脇 栄一	変更なし	平成30年5月22日
66	(株)ウィゴー	代表取締役 中澤 征史	東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号	変更なし	代表取締役 園田 恭輔	変更なし	平成30年9月25日
67	クレーズ日本(株)	代表取締役 山口 義貴	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番地11号	変更なし	代表取締役 工藤 真紀	変更なし	平成30年4月21日
68	(株)未来屋書店	代表取締役 羽牟 秀幸	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	変更なし	代表取締役 松田 裕史	変更なし	平成30年4月21日
69	イオンペット(株)	代表取締役 小玉 毅	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 米津 一郎	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号	令和2年5月15日
70	東京シャツ(株)	代表取締役 五十嵐 雅昭	東京都千代田区東神田二丁目8番12号	変更なし	代表取締役 左座 邦晴	東京都台東区駒形1丁目3番16号	令和2年3月12日
71	(株)ライトオン	代表取締役 横内 達治	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	変更なし	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎260-1	令和2年3月1日
72	(株)ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	名古屋市千種区今池三丁目4番10号	変更なし	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川一丁目23番5号	令和元年5月24日
73	(株)アーバンリサーチ	代表取締役 竹村 幸造	大阪市西区北堀江二丁目4番4号	変更なし	変更なし	大阪市西区京町堀一丁目6番4号	平成27年2月4日
74	(株)シーズメン	代表取締役 青木 雅夫	東京都中央区日本橋小伝馬13番4号	変更なし	変更なし	東京都中央区日本橋久松町9番9号	平成25年2月4日
75	(株)トリニティアーツ	代表取締役 木村 治	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	平成27年3月5日
76	(株)グラフィス	代表取締役 谷崎 一心	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号	(株)グラニフ	代表取締役 新田 寛之	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号	平成29年7月1日

77	(株)CFSコ ーポレーシ ョン	代表取締役 石田 岳彦	静岡県三島 市広小路町 13番 4号	ウエルシア 薬局(株)	代表取締役 水野 秀晴	東京都千代 田区外神田 2丁目 2番 15号	平成 28年 9月 1日
78	(株)b.x.s tore	代表取締役 宮下 学	山梨県甲府 市丸の内二 丁目29番 5 号	(株)バロック ジャパンリ ミテッド	代表取締役 村井 博之	東京都目黒 区青葉台 4 丁目 7番 7 号	平成 29年 10月 1日
79	(株)リファク トリー	代表取締役 田中 一郎	東京都中央 区銀座一丁 目 5番12号	(株)ホワイト ルーム	代表取締役 山田 徳一	埼玉県所沢 市大字荒幡 1002番地	平成 30年 2月 21日
80	タビオ(株)	代表取締役 越智 勝寛	大阪市浪速 区難波中二 丁目10番70 号	(株)可児自動 車学校	代表取締役 坂崎 雄介	岐阜県可児 市久々利字 番場2100番 地 2	平成 30年 5月 21日
81	(株)アトラス	代表取締役 田口 詰	名古屋市昭 和区白金三 丁目18番26 号	(株)サンクゼ ール	代表取締役 久世 良三	長野県上水 内郡飯網町 大字芋川 1260番地	平成 30年 2月 21日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.31までの小売業者については、退店のため
- (2) No.32からNo.52までの小売業者については、入店のため
- (3) No.53からNo.55までの小売業者については、名称変更のため
- (4) No.56の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (5) No.57の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (6) No.58からNo.68までの小売業者については、代表者変更のため
- (7) No.69からNo.72までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (8) No.73及びNo.74の小売業者については、住所変更のため
- (9) No.75からNo.81までの小売業者については、契約主体変更のため

5 届出の日

令和 2年 8月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 8日から令和 3年 1月 8日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

令和 2年 9月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパージャンボ中川店

名古屋市中川区昭和橋通 5丁目50番 ほか17筆

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
4,094 平方メートル	3,943 平方メートル

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
日本貨物鉄道(株)	代表取締役 眞貝 康一	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 33番 8号
(株)ジェイアール貨物・ 東海ロジスティクス	代表取締役 伊東 俊三	名古屋市中村区椿町21番 2号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)スーパージャンボ	代表取締役 阿南 公敏	名古屋市中川区昭和橋通 5丁 目50番地

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和 2年 9月 1日

5 大規模小売店舗内の面積の合計

上記 2で既述

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

21台

(2) 駐輪場の収容台数

3台

(3) 荷さばき施設の面積

69平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

135立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)スーパージャンボ	午前 9時00分	午後 8時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後 8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

8 届出の日

令和 2年 8月 4日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー及び港区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月10日から令和 3年 1月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNYアラタマ店

名古屋市南区駈上一丁目 106番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ピアゴ ラ フーズコアアラタマ店	MEGAドン・キホーテUNYアラタマ店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
1	ユニー(株)	代表取締役 関口 憲司	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	—	—	—
2	—	—	—	UDリテール(株)	代表取締役 片桐 三希成	横浜市神奈川区入江二丁目18番地

3 変更の日

令和2年5月26日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、業態転換に伴い、名称に変更が生じたため
- (2) No.1の小売業者については、退店のため
- (3) No.2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 8月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 8日から令和 3年 1月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- #### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年 9 月10日懲戒処分に付した。

令和 2 年 9 月10日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
財政局主事	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号